

北陸信越運輸局報

第 3 5 2 号

平成 2 4 年 1 0 月 2 2 日 (月曜日)
(毎月 3 回 1 ・ 1 1 ・ 2 1 日発行)

発 行 北 陸 信 越 運 輸 局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1 丁目 2 番 1 号
電 話 (025) 285-9000
F A X (025) 285-9170
http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/

目 次

公 示	△一般乗用旅客自動車運送事業 (1 人 1 車制個人タクシー) の譲渡譲受認可申請の知識試験について		1 ページ
行政処分等	△一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分 (平成 2 4 年 9 月分)		2 ~ 4 ページ
	△北陸信越運輸局管内に営業所がある累積点数 2 1 点以上の事業者 (平成 2 4 年 9 月 3 0 日現在)		4 ~ 5 ページ

○ 公 示

公示第 4 9 号

一般乗用旅客自動車運送事業 (1 人 1 車制個人タクシー) の譲渡譲受認可申請の知識試験について

一般乗用旅客自動車運送事業 (1 人 1 車制個人タクシー) の譲渡譲受認可申請の法令等に関する知識試験について、下記のとおり実施することとしたので公示する。

記

1. 試 験 日 平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日 (月)
2. 時 間 受付 1 3 時 0 0 分 ~ 1 3 時 2 0 分
試験 (法令) 1 3 時 3 0 分 ~ 1 4 時 2 0 分
(地理) 1 4 時 3 0 分 ~ 1 5 時 3 0 分
3. 試験場所

申請営業区域	試 験 会 場
新潟交通圏	新潟運輸支局 会議室
金沢交通圏	石川運輸支局本庁舎 会議室
富山交通圏	富山運輸支局本庁舎 会議室
長野交通圏	長野運輸支局 会議室

4. 受験資格者 「一般乗用旅客自動車運送事業 (1 人 1 車制個人タクシーに限る。) の申請に対する審査基準について」 (平成 1 4 年 7 月 1 日付け公示第 2 3 号) 4. (1) ③ (ロ) アに該当する者

平成 2 4 年 1 0 月 1 2 日

北陸信越運輸局長 和 迄 健二

○ 許 認 可 等

■ 一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分（平成24年9月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成24年9月4日	安川 清一	マルヤス本店	輸送施設の使用停止 （30日車）、文書警告	平成23年7月1日、重点監査の対象となったことを端緒として監査実施。3件の違反が認められた。（1）事業計画の変更認可違反（法第9条第1項）、（2）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、（3）運転者に対する指導監督違反（安全規則第10条第1項）	3	3
	富山県射水市本江2251-1	富山県中新川郡上市町横越字正印堂2	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第9条第1項、法第17条第3項			
平成24年9月5日	株式会社新潟食品運輸 代表者井越鉄雄	新潟南営業所	文書警告	平成24年7月10日、自動車運転過失致死事故を引き起こしたことを端緒として監査実施。1件の違反が認められた。（1）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）	0	0
	新潟県新潟市江南区茗荷谷字東囲679-5	新潟県新潟市江南区亀田工業団地2-1-40	貨物自動車運送事業法第17条第3項			
平成24年9月5日	有限会社愛幸運輸 代表者本田暁和	本社営業所	輸送施設の使用停止 （245日車）	平成23年4月27日、自動車運転過失障害事故を引き起こしたことを端緒として監査実施。11件の違反が認められた。（1）事業計画の変更認可違反（法第9条第1項）、（2）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（3）点呼の実施義務違反等（安全規則第7条）、（4）乗務等の記録義務違反等（安全規則第8条）、（5）運転者に対する指導監督違反（安全規則第10条第1項）、（6）補助者の要件違反（安全規則第18条第3項）	25	25
	石川県金沢市専光寺町タ7	石川県金沢市専光寺町タ7	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第9条第1項、法第17条第1項、同条第3項、法第18条第1項			
平成24年9月10日	黒瀬運送株式会社 代表者中農淳	本社営業所	輸送施設の使用停止 （40日車）、文書警告	平成23年1月25日、石川労働局からの通報を端緒として監査実施。6件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業	4	4

	石川県金沢市新保本 2-605	石川県白山市宮永町 516-1	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項、同 条第 3 項	輸送（以下「安全規則」）安全 規則第 3 条第 4 項）、（2）点 呼の実施義務違反等（安全規則 第 7 条）、（3）運行記録計に よる記録義務違反等（安全規則 第 9 条）		
平成 24 年 9 月 18 日	有限会社イチハシ産 業 代表者市橋達三	本社営業所	輸送施設の使用停止 （25 日車）、文書警告	平成 23 年 7 月 5 日、重点監査 の対象となったことを端緒と して監査実施。5 件の違反が認 められた。（1）乗務時間等の 基準の遵守違反（貨物自動車運 送事業輸送安全規則（以下「安 全規則」）第 3 条第 4 項）、（2） 点呼の実施義務違反等（安全規 則第 7 条）、（3）乗務等の記 録事項義務違反（安全規則第 8 条）	3	3
	富山県富山市八尾町 下新町 157-2	富山県富山市婦中町 下井沢 706-1、707-1	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項、同 条第 3 項			
平成 24 年 9 月 18 日	有限会社宝立物流 代表者美行美昭	本社営業所	輸送施設の使用停止 （75 日車）、文書警告	平成 23 年 6 月 9 日、石川県貨 物自動車運送適正化事業実施 機関からの報告を端緒として 監査実施。8 件の違反が認めら れた。（1）乗務時間等の基準 の遵守違反（貨物自動車運送事 業輸送安全規則（以下「安全規 則」）第 3 条第 4 項）、（2） 点呼の記録事項義務違反（安全 規則第 7 条第 5 項）、（3）乗 務等の記録事項義務違反（送安 全規則第 8 条）、（4）運行記 録計による記録義務違反等（安 全規則第 9 条）、（5）運転者 台帳の作成義務違反（安全規則 第 9 条の 4）、（6）運転者に 対する指導監督違反（安全規則 第 10 条第 1 項）、（7）定期点 検整備の実施違反（安全規則第 13 条、道路運送車両法第 48 条）	8	8
	石川県金沢市福増町 北 828	石川県金沢市福増町 北 828	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項、同 条第 3 項			
平成 24 年 9 月 19 日	有限会社ナイキ 代 表者牛山徳康	本社営業所	輸送施設の使用停止 （30 日車）	平成 23 年 7 月 11 日、苦情を端 緒として監査実施。1 件の違反 が認められた。（1）乗務時間 等の基準の遵守違反（貨物自動 車運送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項）	3	3
	長野県諏訪郡原村 13980	長野県諏訪郡原村 13980-10、13980-2	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項			
平成 24 年 9 月 20 日	佐伯運輸建設有限会 社 代表者佐伯吉光	本社営業所	輸送施設の使用停止 （75 日車）	平成 23 年 7 月 5 日、重点監査 の対象となったことを端緒と して監査実施。3 件の違反が認 められた。（1）点呼の実施義	8	8

	富山県中新川郡立山町横江 16-1	富山県中新川郡立山町横江字田ノ下 11-1	貨物自動車運送事業法第 17 条第 3 項	務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第 7 条）、（2）アルコール検知器備え義務違反（安全規則第 7 条第 4 項）、（3）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第 8 条）		
平成 24 年 9 月 21 日	北田 純久	北田建材運輸 本店営業所	輸送施設の使用停止（40 日車）	平成 23 年 7 月 7 日、重点監査の対象となったことを端緒として監査実施。3 件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送（以下「安全規則」）安全規則第 3 条第 4 項）、（2）点呼の記録事項義務違反（安全規則第 7 条第 5 項）、（3）乗務等の記録事項義務違反（送安全規則第 8 条）	4	4
	富山県射水市太閤山 6-113-1	富山県射水市太閤山 6-113-1	貨物自動車運送事業法第 17 条第 1 項、同条第 3 項			
平成 24 年 9 月 25 日	豊商運輸株式会社 代表者高橋尚夫	本社営業所	輸送施設の使用停止（215 日車）	平成 23 年 2 月 8 日、自動車運転過失致死事故を引き起こしたことを端緒として監査実施。13 件の違反が認められた。（1）事業計画の変更認可違反（法第 9 条第 1 項）、（2）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第 3 条第 4 項）、（3）点呼の実施義務違反等（安全規則第 7 条）、（4）乗務等の記録義務違反等（安全規則第 8 条）、（5）運行記録計による記録義務違反等（安全規則第 9 条）、（6）運行指示書による指示義務違反等（安全規則第 9 条の 3）、（7）運転者に対する指導監督違反（安全規則第 10 条第 1 項）	22	22
	富山県滑川市東金屋 146	富山県中新川郡上市町放土ヶ瀬新 45-1	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第 9 条第 1 項、法第 17 条第 1 項、同条第 3 項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

■北陸信越運輸局管内に営業所がある累積点数 21 点以上の事業者（平成 24 年 9 月 30 日現在）

○旅客自動車運送事業者

事業の種類	事業者名	事業者の所在地	累積点数	主な違反行為
一般乗用	株式会社三洋タクシー	新潟県新潟市東区藤見町 2-6-5	47	無認可運賃

一般乗用	日の出交通株式会社	新潟県新潟市中央区神道寺南 1-2-18	26	無認可運賃
------	-----------	----------------------	----	-------

○貨物自動車運送事業者

事業の種類	事業者名	事業者の所在地	累積点数	主な違反行為
一般貨物	パンポート株式会社	新潟県新潟市西蒲区井随字千日 1517-3	32	無車検運行
一般貨物	レンゴー青果運輸株式会社	長野県上田市秋和 531-1	32	過積載違反
一般貨物	株式会社豊明運輸	新潟県新潟市北区島見町 2434-52	29	運転者過労防止義務違反
一般貨物	有限会社細川建材運輸	富山県高岡市石堤 430	28	過積載違反
一般貨物	有限会社協栄物流	石川県金沢市諸江町中丁 161-1	27	運転者過労防止義務違反
一般貨物	明徳輸送株式会社	富山県高岡市四屋 567	27	運転者過労防止義務違反
一般貨物	呉西トナミ運輸株式会社	富山県高岡市上四屋 4-42	27	運転者過労防止義務違反
一般貨物	有限会社北都富山 (現 株式会社北都高速運輸倉庫富山)	富山県砺波市狐島 350-1	27	運転者過労防止義務違反
一般貨物	丸福物通サービス有限会社	石川県金沢市専光寺町そ 100	26	運転者過労防止義務違反
一般貨物	新潟三和運輸有限会社	新潟県三条市大字一ツ屋敷新田 607-1	26	運転者過労防止義務違反
一般貨物	森田商運有限会社	富山県射水市白石 937	25	運転者過労防止義務違反
一般貨物	有限会社愛幸運輸	石川県金沢市専光寺町タ 7	25	運転者過労防止義務違反
一般貨物	弘新物流倉庫株式会社	新潟県阿賀野市保田 6081	24	運転者過労防止義務違反
一般貨物	新発田陸送株式会社	新潟県新発田市日渡 131	24	運転者過労防止義務違反
一般貨物	有限会社月津運送	石川県小松市犬丸町丁 76-10	23	運転者過労防止義務違反
一般貨物	有限会社高田運送	富山県高岡市立野 2714	22	運転者過労防止義務違反
一般貨物	豊商運輸株式会社	富山県滑川市東金屋 146	22	運転者過労防止義務違反
一般貨物	有限会社協力運輸	長野県安曇野市明科中川手 5453-1	21	定期点検未実施